

労働者協同組合活用促進モデル事業に係る企画書募集要項

1 総則

労働者協同組合活用促進モデル事業（以下「モデル事業」という。）に係る企画競争の実施については、この要項に定める。

2 業務内容

本事業の内容は、別添1「労働者協同組合活用促進モデル事業に係る企画書作成のための仕様書（以下「仕様書」という。）」のとおりとする。

また、本事業の委託は、別添2「労働者協同組合活用促進モデル事業委託要綱」のとおりとする。

3 予算額

業務の予算額は、101,435千円（消費税及び地方消費税額を含む。）以内を予定している（令和6年度より3カ年度間、全国5地域で事業実施を想定した総額）。

4 参加資格

(1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び71条に規定される次の事項に該当する者は、競争に参加する資格を有しない。

ア 当該契約を締結する能力を有しない者（未成年、被保佐人又は被補助人であっても、契約締結のために必要な同意を得ている者を除く）、破産者で復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者。

イ 以下の各号のいずれかに該当し、かつその事実があった後2年を経過しない者（これを代理人、支配人その他の使用人として使用する者についてもまた同様とする。）。

(ア) 契約の履行に当たり故意に製造その他役務を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者

(イ) 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合した者

(ウ) 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者

(エ) 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者

(オ) 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者

(カ) 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行った者

(キ) 前各号のいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を、契約の履行に当たり、代理人、支配人、その他の使用人として使用した者

(2) 厚生労働省から業務等に関し指名停止を受けている期間中の者でないこと。

(3) 労働保険及び厚生年金保険・全国健康保険協会管掌健康保険・船員保険又は国民年金

の未適用及びこれらに係る保険料の滞納がないこと（企画書提出期限の直近2年間の保険料の滞納がないこと。）。

(4) この入札の入札書提出期限の直近1年間において、厚生労働省が所管する法令に違反したことにより送検され、行政処分を受け、又は行政指導（行政機関から公表されたものに限る。）を受けた者にあつては、本件業務の公正な実施又は本件業務に対する国民の信頼の確保に支障を及ぼすおそれがないこと。

(5) その他以下の条件を満たすこと。

ア 地域における労働者協同組合の活用により、働きづらさを抱える方々や女性、中高年齢者などの多様な雇用機会を創出するための創意工夫ある取組を実施し、多様な働き方が可能となる環境を整備することを目的とする協議会であること。

イ 本事業を適正に実施するための組織体制を有するとともに、協議会の運営に係る規約及び会計事務の適切な取扱いに係る規定を整備する協議会であること。

5 企画書募集要項の交付、質問の受付及び回答

(1) 労働者協同組合活用促進モデル事業に係る企画書募集要項（以下「募集要項」という。）の交付場所

厚生労働省雇用環境・均等局勤労者生活課労働者協同組合業務室援助係

電話：03-5253-1111（内線 5197）

電子メール：roukyouhou@mhlw.go.jp

募集要項は、厚生労働省ホームページ上（掲載場所は下記参照）にも掲載する。

(2) 募集要項の交付期間

令和6年3月4日（月）～令和6年4月30日（火）17時00分

(3) 募集要項に関する問い合わせ

ア 問い合わせ先

5（1）に同じ

なお、メールの件名は本事業に係る問い合わせであることが分かるものとする。

イ 問い合わせの受付期間

令和6年3月4日（月）～令和6年4月23日（火）17時00分

ウ 問い合わせに対する回答

随時、質問者及び企画競争への参加を希望する者に対するメール等で行う。

ただし、評価に影響しない軽微な質問については、質問者のみに回答する。

また、企画書の具体的な記載方法、記載内容及び評価基準に係る質問については、公平性の確保及び公正な選考を行うため受け付けない。

6 企画競争に係る説明会の開催

(1) 日時

令和6年3月15日（金）14時00分～15時00分

(2) 開催方法

オンライン開催 (Zoom を使用予定)

(3) その他

説明会への参加を希望する場合は、令和6年3月13日(水) 17時00分までに上記5(1)のメールアドレスに申し込むこと(期限厳守)。説明会参加者に対しては、3月14日以降に個別に連絡する。

なお、件名は、本事業に係る説明会参加希望であることが分かるものとし、本文に説明会に参加する者の所属・氏名・電話番号を記載すること。

7 企画書、提出期限等

(1) 企画書

※ すべて A4 版の用紙に両面印刷とする。編綴の都合上、左及び右の余白は 30mm 以上となるよう設定のうえ印刷すること。

なお、提出する際はできる限り、書類ごとにまとめて提出すること。

	書類名称	様式	提出者	部数	備考
①	企画競争参加申込書	募集要項別紙1	全提出者	原本1部	
②	競争参加資格に関する誓約書、暴力団等に該当しない旨の誓約書	募集要項別紙2-1及び2-2	全提出者	原本各1部	
③	適合証明書	募集要項別紙3	全提出者	原本1部	
④	事業構想概要	募集要項別紙4	全提出者	原本1部 写し8部	様式は例示であるため、⑦をもとに提出者において工夫して作成
⑤	協議会規約	仕様書様式第1号	全提出者	原本1部 写し8部	設立準備会の場合は案で可。
⑥	会計事務取扱規程	仕様書様式第2号	全提出者	原本1部 写し8部	設立準備会の場合は案で可。
⑦	事業構想提案書	仕様書様式第3号	全提出者	原本1部 写し8部	概ね20枚(片面)程度で作成
⑧	事業構想に係る補足資料	任意	該当地域	原本1部 写し8部	地方公共団体のガイドブック等
⑨	事業構想必要経費概算書	仕様書様式第4号	全提出者	原本1部 写し8部	
⑩	必要経費の根拠を示す資料(10万円を超える経費)	任意	該当地域	原本1部 写し8部	仕様書8(2)ア参照

⑪	事業の一部を再委託する場合の理由書	任意	該当地域	原本1部 写し8部	仕様書8(4)参照の上、再委託が必要な理由を記載すること
⑫	協議会の組織図	任意	全提出者	原本1部 写し8部	
⑬	ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標を評価する資料	任意	該当地域	写し1部	<ul style="list-style-type: none"> ・女性活躍推進法に基づく認定（えるぼし認定）に関する基準適合一般事業主認定通知書 ・女性の職業生活における活躍の推進に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法第24号）による改正後の女性活躍推進法第12条に基づく認定（プラチナえるぼし認定）に関する基準適合認定一般事業主認定通知書 ・次世代法に基づく認定（くるみん認定、プラチナくるみん認定及びトライくるみん認定）に関する基準適合一般事業主認定通知書 ・若者雇用促進法（ユースエール認定）に関する基準適合事業主認定通知書 ・女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画策定届

(2) 提出期限等

令和6年4月30日（火）17時00分

郵送（書留郵便に限る。）で提出とするが、提案書類の提出期限までに到着するように送付しなければならない。未着の場合、その責任は参加者に属するものとし、期限内の提出がなかったものとみなす。

また、上記の期限までに郵送と併せて、提出書類一式のPDFファイルを電子メールにより送付すること。

(3) 企画書に関する企画提案会（プレゼンテーション）の開催

企画書に関する企画提案会（プレゼンテーション）をオンラインにて開催することを予定している。開催日時、場所及び時間等を提出者に個別に連絡する。

(4) 企画書の無効

本募集要項に示した企画競争の参加に必要な資格のない者が提出した又は添付書類の不足がある企画書は受理せず無効とする。

また、企画書に虚偽の記載をした場合は、企画書を無効とするとともに、虚偽の記載をしたものに対して指名停止の措置を行うことがある。

(5) 不備があった場合の取扱い

一旦受理した企画書において形式的な不備が発見された場合は、提出者に対し、不備のあった旨を速やかに通知する。

この場合、通知を受け取った提出者が(2)に記載の期限までに整備された企画書を提出できない場合は、企画書は無効とする。

なお、具体的な事業内容について、仕様書中「5 事業内容」の要件を満たさないことが明らかな企画書については、厚生労働省雇用環境・均等局勤労者生活課が設置する「労働者協同組合活用促進モデル事業企画書等検討・評価委員会」（以下、「検討・評価委員会」という。）に諮らずに不採択とすることがある。

(6) 提出に当たっての注意事項

ア 企画書に使用する言語及び通貨は日本語及び日本国通貨とする。

イ 提出された企画書は、その事由の如何にかかわらず、変更又は取消しを行うことはできない。また、返還も行わない。

ウ 提出された企画書は、提出者に無断で使用しない。

エ 1 地域当たり 1 件の企画書を限度とし、1 件を超えて申込みを行った場合はすべてを無効とする。

オ 企画書の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。

カ 提出者は、厚生労働省から企画書に関して説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

8 評価の実施

(1) 「労働者協同組合活用促進モデル事業に係る企画書の評価等について」（別添3）、「労働者協同組合活用促進モデル事業企画書採点基準表」（別添3の別紙）に基づき、提出された企画書について、検討・評価委員会が評価を行い、標準点を超えた提出者の中から契約候補者を決定する。

(2) 評価結果は、支出負担行為担当官職業安定局雇用保険課長から企画書の提出者に遅滞なく「労働者協同組合活用促進モデル事業の採択・不採択通知」（別添4）により通知する。

なお、選定された企画書に対して、必要に応じて検討・評価委員会から事業内容の一部変更や事業の実施に係る条件が付されることがある。

9 契約の締結

評価結果通知後（条件を付された等の場合は、企画書の変更後）、双方で契約内容を確認し、支出負担行為担当官職業安定局雇用保険課長は、契約候補者から見積書を徴収し、内容の審査を十分に行って、契約を締結する。

【様式等】

- 別紙1 企画競争参加申込書
- 別紙2-1 競争参加資格に関する誓約書
- 別紙2-2 暴力団等に該当しない旨の誓約書
- 別紙3 適合証明書
- 別紙4 事業構想概要

別添1 労働者協同組合活用促進モデル事業に係る企画書作成のための仕様書

- 仕様書様式第1号 協議会規約
- 仕様書様式第2号 会計事務取扱規程
- 仕様書様式第3号 事業構想提案書
- 仕様書様式第4号 事業構想必要経費概算書
- 仕様書様式第5号 事業利用者アンケート結果報告
- 仕様書様式第6号 実施状況報告書
- 仕様書様式第7号 改善計画書
- 仕様書様式第8号 総括報告書

別添2 労働者協同組合活用促進モデル事業委託要綱

- 別添3 労働者協同組合活用促進モデル事業に係る企画書の評価等について
- 別紙 労働者協同組合活用促進モデル事業企画書採点基準表

別添4 労働者協同組合活用促進モデル事業の採択・不採択について（通知）